

第4章

施策の展開

基本方針 1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します

めざす子ども像

～未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』～

教育振興計画（平成24年（2012年）3月策定）で定めた「めざす子ども像」については、本計画についても同様に引き継ぐものとし、基本理念の実現をめざして、基本方針1「夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します」に掲げる各施策を展開していきます。



1-1 幼児教育の充実

これまでの主な取り組み

- 幼児教育については、研究指定園を拠点とした幼児教育研究を推進し、成果を市内の就学前施設や小学校等に発信し、教職員の資質向上を図りました。
- 青少年会館では、幼児の健全な発達を支援し、交流を深めるなど、地域の中で子育てする家庭に対する支援を行いました。

施策を取り巻く状況

- 子育てに関する幅広い相談や交流ができる施設として、令和4年（2022年）10月に「こども総合支援センターほっぷ」がオープンしました。

課 題

- 子どもに関わる大人が立場を超えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことが求められています。
- 就学前教育と小学校教育の円滑な接続のために、保育者と小学校教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な姿を共有し、小学校入学以降の学習における指導計画や指導方法に活かす取り組みの工夫が求められています。
- さまざまな研究や実践の成果に基づく知見を市内の就学前施設や小学校、近隣の教育委員会などへ伝え、遊びを通した学びの教育的意義や効果の共通認識を図ることが必要です。

今後の方向性

幼児教育の研究・研修の充実

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前教育・保育の質の向上に向け、公立と私立の連携・協力のもと、研究・研修の充実を図り、その成果を市内の就学前施設や小学校、近隣の教育委員会などに発信します。

小学校への円滑な接続

- 関係機関の連携を深め、就学前施設から小学校へと円滑な接続につなげます。

市全体での子育て事業の充実

- 「こども総合支援センターほっぷ」などの関係機関や市長部局との連携による本市全体での子育て事業の充実を図ります。

1-2 確かな学力の育成

これまでの主な取り組み

- 全国学力・学習状況調査等の各種調査結果に基づき、学力及び学習状況を把握・分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各学校での効果的な取り組みの情報共有や学習者用端末*等を有効活用した授業改善などを通じて、教育指導の充実や学習状況の改善を進めました。とりわけ、英語教育については、すべての小・中学校でのネイティブスピーカーの配置や児童生徒の発表の場としてスピーキングコンテストを実施するなど、取り組みの充実を図りました。
- 小中一貫教育*推進事業は令和元年度（2019年度）から3カ年の計画期間を終え、計画期間の総括をフィードバックした継続的な取り組みを行い、小中学校教職員の連携の定着を図りました。

施策を取り巻く状況

- 令和の日本型学校教育*の実現をめざし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等をすべての教科で育成することや、学習者用端末*の効果的・円滑な活用に向けた取り組みが進められています。

課題

- 全国学力・学習状況調査等の結果より、小・中学校ともに、「基礎的・基本的な言葉等の知識・理解」、「文章や図・表などの資料から情報を関連づけて読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現すること」に課題がある傾向が見られます。
- 小中一貫教育*を推進するため、3カ年の計画期間の成果をもとに効果のある実践を共有し、学校への継続的な働きかけが必要です。

今後の方向性

指導と評価の一体化の推進

- 学力向上の取り組みにあたっては、「指導と評価の一体化」を推進し、課題を踏まえた短期的なPDCAサイクルの確立、指導計画の作成を着実に実施していきます。

言語活動の充実

- 言語活動の充実のため、国語等の教科指導の中で、学校司書や学校図書館を活用した取り組みを推進します。
- 児童生徒が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど、国際社会を生きる基礎となる英語活動を推進します。

情報活用能力の育成

- 情報活用能力の育成のため、学習者用端末*等を有効活用した主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うとともに、小中学校9年間を見据えた体系的な指導を推進します。

小中一貫教育*の推進

- すべての中学校区において、教職員が義務教育9年間を見通した教育課程の全体像を共有し、小中一貫教育*に向けた意識の定着を図ることで、系統性・連続性を一層強化した教育活動を推進します。

1-3 豊かな心の育成

これまでの主な取り組み

- 各学校において、発達段階に応じた体系的・系統的な道德教育やキャリア教育*の年間指導計画を策定し、集団としての規範意識・個々の意識の向上や、自己肯定感*・自己有用感*を高めました。
- 魅力ある学校図書館づくりに向けて、各学校に学校図書館サポーターを配置し、スキルの向上に努めました。
- 児童生徒の実態に応じてゲストティーチャーも活用しながら、命を育む教育を各学校で実施しました。
- 青少年会館では、児童生徒を対象に、さまざまな体験活動を通じて児童の成長を支援する事業の実施を通じ、「生きる力*」を育成するとともに、青少年の健全育成を図りました。また、児童生徒が安全・安心な居場所を確保できる環境づくりを行いました。
- 教育委員会と市長部局が連携した推進体制のもと、学校の部活動改革の検討を進め、「八尾市における部活動等のあり方に関する方針」を策定しました。

施策を取り巻く状況

- ウェルビーイング*の概念整理を踏まえた上で、道德教育や体験活動など学校教育活動全体を通じて幸福感や自己肯定感*等の向上が図られています。
- 読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実、多様な読書機会の確保、読書活動の重要性などに関する普及啓発が進められています。
- 西郡及び安中地域において、人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の3施設の複合化に向けた検討が進められており、施設の整備に合わせて、今後の市全体としての青少年健全育成のあり方を検討する必要があります。

課題

- 一人ひとりの豊かな人間性を育み、自己肯定感*や自己有用感*を高めるなど子どもたちの人格形成のため、体験活動等を活かした道德教育やキャリア教育*の充実を一層推進していくことが必要です。
- 効果的な図書活動、読書活動の図書館教育をより充実させるためには、現状の図書館サポーターによる配置体制の見直しが必要です。
- 本市のいじめの認知件数や、全国的な自死等の命に関わる事象を踏まえ、さまざまな人権課題とも関連させながら、命を育む教育を推進していくことが必要です。
- 青少年健全育成機能の強化として、中高生の居場所づくり（不登校児童生徒への支援を含む）の充実が求められており、青少年会館をはじめ学校以外の居場所として、さらなる環境整備や周知を図ることが必要です。

- 学校部活動について、少子化の影響により単独校でチームが組めない状況があること、学校によっては必要な参加者が見込めず設置できない種目があること、生徒のニーズと設置されている種目との乖離、指導に係る教職員の負担や少子化による学校規模の縮小に伴う教職員数の不足などの課題があります。

今後の方向性

自己肯定感*・自己有用感*の向上

- 各学校での体験活動等を活かした道徳教育やキャリア教育*の充実を図り、自己肯定感*・自己有用感*を高める重要な要素である非認知能力*も高めることで、子どもたち一人ひとりの自己肯定感*・自己有用感*の向上を図ります。

読書活動の推進

- 子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しむことは、言語能力を向上させるとともに、豊かな心を育むことにつながるため、市立図書館とも連携しつつ、学校図書館の活用を中心とした読書活動の推進を図ります。
- 学校司書のモデル配置を進め、効果検証を踏まえた今後の展開を検討します。

命を育む教育の推進

- 児童生徒の実態を踏まえながら、全校で命を育む教育を推進し、自分自身と他者の命を尊重することができる児童生徒の育成を図ります。

青少年健全育成の推進

- さまざまな団体等と連携して取り組みを進めつつ、西郡及び安中地域における複合施設の整備を機に、青少年健全育成に向けた新たな推進体制や事業展開を検討していきます。
- 市内の自習スペースの周知を図り、中高生の自主的な学習をサポートするとともに、青少年会館の利用促進に向けて、広報による周知に加えて近隣中学校や市内公立高等学校との連携を図ります。

部活動改革の推進

- 学校部活動における課題の解決に向けて、複数校の生徒が一つの中学校に集まって合同で活動する「拠点校方式」の導入と、地域団体や民間事業者等が指導・運営を担う「地域移行」を基本的な方向性として部活動改革を進めます。

1-4 健やかな体の育成

これまでの主な取り組み

- 各学校における「体力づくり推進計画」作成の推進をはじめ、各中学校区での研修・研究の充実や専門的な知識や技術のある中学校体育科教員と小学校教員の連携など、指導技術の工夫改善を図りました。
- 令和5年（2023年）9月から中学校での全員給食を実施するとともに、物価高騰等による子育て世帯への支援や経済的負担の軽減策として、小学校及び中学校給食費の無償化を実施しました。

施策を取り巻く状況

- 令和5年（2023年）6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針）において、多様な施策とこども政策との連携の一つとして、学校給食無償化の課題整理が挙げられています。
- 「こども未来戦略方針」（令和5（2023年）年6月13日閣議決定）に基づき行われた学校給食費の実態調査において、令和5年度（2023年度）中に1,794自治体中755自治体が何らかの形で無償化を実施、内547自治体が小中学生の全員を対象に無償化を実施しています。

課 題

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、コロナ禍を経た子どもの体力・運動能力は改善傾向にはあるものの、体力合計得点の平均値については、全国比をわずかに下回っています。
- 昨今の物価高騰により、学校給食の食材費や調理委託事業者の人件費、輸送費等が上昇しており、学校給食の実施に要する経費に影響を及ぼしています。
- 子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するために、子どもたちをめぐる「感染症」、「薬物乱用」、「性に関する問題」等の複雑化・多様化する現代的な健康課題への対応が求められています。さらに、性の多様性への理解等、包括的性教育*の推進が必要です。

今後の方向性

体力向上の取り組みの推進

- 自校の課題に正対した「体力づくり推進計画」の作成を推進するとともに、体系的な計画とその実践、改善のPDCAサイクルを通して、より実態に応じた体力向上の取り組みを推進します。

安心・安全な学校給食の提供

- 学校及び給食調理委託業者と連携をとりながら、効率的かつ安心・安全な学校給食の提供に努めます。

保健教育・食育の充実

- がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導、性の多様性への理解など、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。

1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実

これまでの主な取り組み

- 学校や子どもたちを取り巻く人権課題が多様化する中で、ニーズに応じた各種研修及び指導助言を行い、各学校における人権教育の推進・充実を図りました。また、市長部局とも連携した啓発活動に取り組み、児童生徒・保護者・教職員の人権意識の向上を図りました。
- 教職員研修や、児童生徒対象の脱いじめ傍観者教育の実施、いじめの防止に係る学習プログラムの作成、八尾市こどもサミットの開催などを通して、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るとともに、専門家や関係機関と連携した相談・支援体制を充実しました。

施策を取り巻く状況

- 令和5年（2023年）4月から、いじめの重大事態については、国への報告が必要となったことをはじめ、こども政策担当部局等との連携強化が図られるなど、社会総がかりでのいじめの問題への取り組みが進められています。

課 題

- SNSやインターネットなどによる人権侵害など、人権課題が多様化している中、令和5年（2023年）4月施行の「こども基本法」の趣旨を踏まえたうえで、子どもの権利等の理解促進や人権教育の推進などに取り組むことが求められています。
- 学校における人権教育のあり方等について、これまで培ってきた人権教育を継承するとともに、同和問題、外国人、障がい者、性的マイノリティ*などの多様な人権課題に対応できるよう、教職員の人権意識のさらなる高揚が求められています。
- いじめ問題に関しては、背景に複合的な要因が存在することもあり、事象の重大化を防ぐために、さらなる教職員研修の充実や市長部局も含めた関係機関や専門家等との連携が必要です。

今後の方向性

人権教育の推進

- 「子どもが基本的人権の主体者であること」を理解する取り組みを推進したうえで、児童生徒の意見を受け止め、児童生徒の人権を擁護することを基本に、同和問題、外国人、障がい者、性的マイノリティ*など、多様化する人権課題に関する最新の情報や学校のニーズを丁寧に把握しながら、関係機関とも連携し、児童生徒の人権意識の高揚を推進するとともに、教職員への研修の充実を図ります。

いじめの防止

- いじめ問題に関して、法律に則った適切な対応が図られるよう、早期の段階から関係機関や専門家等と連携した相談・支援体制の充実を図ります。
- 学校が主体的にいじめ問題に取り組むとともに、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るため、市長部局とも連携した取り組みを推進します。

基本方針 2 学びを支えるセーフティネットを構築します

2-1 多様なニーズに対応した教育の推進

これまでの主な取り組み

- 特別支援教育推進事業研究校において、介助員・特別支援教育支援員やスクールサポーターの配置、専門家チームの巡回指導・ケース会議等を活用しながら、子どもの障がいの状況や特性に応じて個々のケースに対応しました。
- 医療的ケア対象児*の在籍する学校に対しては、看護介助員の配置を進めるなど、特別な支援を要する子どもへの学習環境の整備を進めました。
- 帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備を図るとともに、日本語指導補助員・支援員の確保にあたって、関係機関とも連携しながら人材の確保に努めました。
- 多文化理解講座等を通じて、国籍や民族等の異なる人々がお互いの文化的な違いを認めるような取り組みや、多文化共生のための取り組み、関係機関とも連携したアイデンティティの保持増進を図るための取り組みを行いました。

施策を取り巻く状況

- 特別な支援を要する子どもは、年々増加しており、必要とする支援の内容が多様化しています。
- インクルーシブ教育の進展とともに、特別な支援を要する子どもや医療的ケアを要する子どもの教育的ニーズにも的確に応えるため、学校の支援体制を充実する必要性が強まっています。さらに、障がいに応じた特別な指導を必要とする子どもの学びの場として、通級指導教室*へのニーズが高まっています。
- 外国からの直接編入の増加及び少数散在化、言語の多様化が進んでいます。

課題

- インクルーシブ教育システム*の実現に向けて、特別な支援を要する子どもや医療的ケアが必要な子どもの教育的ニーズに的確に応えるための人的・物的な環境の充実が必要です。
- 家族の日常生活上の世話などにより、児童生徒の負担が重ならないように、ヤングケアラー*について、早期発見し、関係機関と連携しながら必要な支援を慎重に進めていくことが必要です。
- 直接編入の増加等により、日本語指導補助員・支援員の人材が不足しています。
- 児童生徒が抱えるさまざまな背景を踏まえて、アイデンティティや自己肯定感*を向上するための取り組みが求められています。
- 外国にルーツのある子どもが増加していることを踏まえ、外国にルーツのある子どもたちが自分のルーツを受け入れるとともに、市民がさまざまな国の文化を理解し、互いに尊重する多文化共生のまちづくりが必要です。

今後の方向性

インクルーシブ教育の推進

- 支援学級・通級指導教室*及び通常の学級での支援の充実を図るための人的・物的措置、指導助言を行います。
- 障がいに対する理解が進むよう、障がい理解・啓発に関する取り組みを行い、障がいのある子どもと周りの子どもたちが「共に学び、共に生きる」インクルーシブ教育を推進します。

ヤングケアラー*への対応

- ヤングケアラー*について周知・啓発し、ヤングケアラー*を早期発見し、適切に支援につなげるためスクールソーシャルワーカー*等を活用するとともに、関係機関と連携します。

多文化共生教育の推進

- 関係機関とも連携しながら、日本語指導補助員・支援員の有効活用や安定的な確保をめざすとともに、帰国・外国人児童生徒の受入体制等のさらなる整備を行います。
- 研修や学校からの発信、関係機関との連携を通して、すべての学校で多文化共生教育を推進し、外国にルーツのある児童生徒のアイデンティティや自己肯定感*が高められる取り組みを推進します。
- 外国にルーツのある子どもたちをはじめ、市民が多文化共生・国際理解に関する学習や交流を行う機会の充実を図ります。

日本語学習の場の提供

- 識字教室や日本語教室事業の役割が高まる中、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民へ継続的な学習の場を提供します。

2-2 教育相談および教育支援体制の充実

これまでの主な取り組み

- 不登校や問題行動等の課題を抱える子どもに対して、スクールソーシャルワーカー*の増配置や関係機関との連携・調整を進める等により、支援体制の充実を図りました。また、学校における校内教育支援ルーム*の充実に加え、オンライン学習や民間施設の活用など学校内外の居場所づくりに努め、どこにもつながっていない児童生徒の減少につながりました。
- 学校に行きづらい、教室に入りづらい児童生徒への登校支援や校内別室での見守り等、地域と連携した不登校対策の充実を図り、不登校児童生徒の早期発見、早期対応に努めました。
- 児童生徒の教育に関するさまざまな課題を抱える保護者に対し、心理相談員が面談や発達検査等の実施を通して解決・改善を図りました。

施策を取り巻く状況

- 国において、全国的に年々不登校児童生徒が増加を続けている状況を踏まえて、令和5年（2023年）3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）が策定されました。

課 題

- 不登校をはじめとするさまざまな課題を抱える児童生徒への支援ニーズが高まり、個々の課題が複雑化する傾向にあるとともに、対応件数も増加し、一定レベルの課題改善に達するケースの割合が低下しています。
- 不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組み及び児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援が必要です。

今後の方向性

不登校児童生徒への対応

- 学校内外の居場所づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する早期発見・早期対応に努め、不登校児童生徒が社会的自立に向かうことをめざします。
- 不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実を図るため、校内教育支援ルーム*を充実させ、オンラインを活用した学習やコミュニケーション活動の支援などを行うとともに、フリースクール*などの民間施設や地域とも連携した不登校対策を推進します。

相談・支援体制の充実

- 関係機関をはじめ、スクールカウンセラー*、スクールロイヤー*、スクールソーシャルワーカー*等の専門家と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

2-3 学びと育ちの経済的支援

これまでの主な取り組み

- 子どもたちが家庭の経済的事情に関わらず、不安なく義務教育課程を学び、また高等学校への就学ができるよう就学援助制度や奨学金制度を実施するとともに、令和5年度（2023年度）には、新たに大学生等への奨学金給付事業を創設し、教育機会確保の推進を図りました。

施策を取り巻く状況

- 新たな時代に対応する学びの機会を確保するために、今後も経済的支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けることができる環境整備の継続が求められています。また、就学援助事業は義務教育段階の支援として重要となっています。

課 題

- 子どもの貧困が全国的に課題となっている中、本市においても、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育、福祉、子育てなどさまざまな分野が連携して取り組みを進めていくことが必要です。
- 経済的状況によらず、希望する誰もが質の高い教育を受けられるよう、生活保護基準の見直し等を踏まえた適正な就学援助制度のあり方を検討していく必要があります。

今後の方向性

経済的支援の実施

- 就学援助制度を周知し、経済的困難を抱える家庭への適切な支援を行うことで、義務教育に係る教育費の負担軽減を図ります。
- 経済的な理由により高等学校や大学等への進学、修学が困難な方に対して、本市の奨学金制度を活用し、学業継続への支援を図ります。

基本方針 3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます

3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現

これまでの主な取り組み

- 生涯学習センターを基幹として、市民ニーズを踏まえたテーマによる講座を実施するとともに、市内10館のコミュニティセンターと連携した定期講座等を実施し、市民の学習機会の創出を図りました。
- 学んだ知識や成果を地域に還元できるよう、人材バンクである「まちのなかの達人」への登録促進及び情報発信等により、地域で活躍できる環境づくりを進めました。
- すべての子ども・若者が多様な体験・学びを行うことができる機会づくりとして、野外活動に関する取り組みや青少年の体験活動を実施しました。
- 図書館では、地域や市民の課題の解決に向けて必要な情報を提供するとともに、図書館ボランティア等と連携した取り組みなどにより、子どもをはじめとする市民の読書活動を推進しました。また、電子申請システムを使用した新規利用者登録を実施するなど、利用促進を図りました。

施策を取り巻く状況

- 高度情報化、グローバル化*の進展に伴う価値観やライフスタイルの多様化、また、人生100年時代*を見据え、市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことができる環境の整備、学び直しなどの多様な学習機会の提供への対応が求められています。
- 少子化や核家族化によって希薄となった多世代による交流や地域とのつながりが求められています。
- 子どもの読書活動の推進などライフステージに合わせた読書支援や、デジタル化など社会の変化に応じた読書環境の整備が求められています。

課題

- コロナ禍の影響により、生涯学習施設で実施する講座等の参加者数が減少している中、コロナ禍を経た市民や団体等のニーズに沿った生涯学習講座の実施や情報提供を行うなど、市民の学習意欲等を高める必要があります。
- コロナ禍の影響により、「まちのなかの達人」の活躍の場となるイベントが中止となるなど、市民が学んだ知識や成果を地域社会等で活かす機会を十分に設けることができなかったため、地域で実践・活躍できる環境づくりが求められています。
- 子ども・若者の健全育成活動を支えるさまざまな団体と協力し、連携を深めつつ、活動を継続していくために、活動を支える人材の育成・確保が必要です。

- 図書館では、コロナ禍の影響で減少した入館者数や市民一人当たりの年間の貸出点数等を増加させるために、図書館資料の充実や利用者に応じたサービスの充実が必要です。

今後の方向性

生涯学習の推進

- 市民の主体的な学術・文化・教養の向上及び日常生活における課題の解決に寄与する学習が行えるよう、学習機会の創出を図ることに加え、時代の変化や市民等のニーズを踏まえ、市民の学習意欲等の向上を図る仕組みづくりを進めます。
- 市民の心豊かな暮らしと、持続可能な生涯学習社会*となるよう、幅広い世代の市民が学んだ知識や成果を地域で実践し、活躍できる環境づくりを進めます。

青少年・若者の健全育成

- 青少年や若者の健全育成のために、地域や各種団体、大畑山青少年野外活動センターとも協力しながら、多様な体験を通じて学べる機会づくりを進めます。

図書館サービスの充実

- 図書館では、市民が必要とする資料の収集、保存、提供を行うとともに、地域や市民の抱える課題等の解決に向けて、必要な情報の提供を進めます。
- アクセシブルな書籍*等の整備や提供により、多様な読書機会の確保を進めるほか、市内全域へサービスを提供するため、図書館4館及び図書館から離れた地域に移動図書館車による巡回を行い、サービスの充実を図ります。
- よりよい図書館サービスを提供するために、専門性と継続性が求められる司書の人材育成とICTの活用による効果的・効率的な手法を検討します。
- 子どもたちが図書館の役割を知り、生涯にわたって図書館を有効に活用できるよう、学校図書館との連携を進めます。

基本方針 4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります

4-1 教育環境の整備・充実

これまでの主な取り組み

- 学校でのICT支援員の配置充実や、授業支援ソフト等の整備及び家庭でのオンライン学習環境への支援などにより、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図りました。
- 学校施設の老朽化対策と機能更新について、計画的に進めるとともに、桂小学校改築事業を進め、令和4年（2022年）1月から新校舎での授業を開始しました。
- 子どもたちにとって望ましい就学環境の実現に向け、一定の要件のもと学校を選択できるよう、令和5年（2023年）4月から小規模特認校制度*及び指定校変更の弾力的な運用*を開始し、小規模特認校に指定した桂小学校・北山本小学校・桂中学校・高安小中学校の4校では、特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めました。

施策を取り巻く状況

- GIGAスクール構想*に沿って、令和3年度（2021年度）より活用を始めた学習者用端末*が令和7年度（2025年度）以降に更新時期を迎えます。
- 少子化に伴い児童生徒数が減少している中、持続可能な教育環境の構築に向けて、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策や学校規模等の適正化を検討・実施していくことが求められています。

課題

- 児童生徒による学習者用端末*の利用が進むにつれて、保守作業の増加や機器が破損する事例が増加することは避けられず、端末機の保守のあり方の検討が必要です。
- 給食調理施設のドライ化や空調設備が整備されていない施設では、記録的な猛暑により、調理員の熱中症などが懸念されています。
- 小規模特認校制度*を活用した就学申請が複数あり、一定の成果はあるものの、小規模化の解消に向けては、さらなる取り組みと効果検証が必要です。
- 本市の学校施設は、昭和時代に建設された建物が多くを占め、施設の老朽化が進んでいます。また、少子化の影響等により、学校によって規模の差が生じています。

今後の方向性

ICT教育の推進

- GIGAスクール構想*を機に進展した、ICTを活用した学習指導環境を安定的に維持していくために、必要な端末機やソフトウェア等の計画的な更新を図ります。
- 教職員に対するICT研修などを通して学校教育におけるICT活用指導力を向上させるとともに、ICT支援員による支援体制を継続します。

給食調理環境の改善

- 適切な環境を整備するため、給食調理施設の計画的なドライ化を進めつつ、空調未整備の調理施設に対して、先行整備を検討します。

学校施設整備の推進

- 学校の教育環境改善に向け、特別教室のエアコン等の計画的な施設整備を推進します。

学校規模等の適正化

- 小規模特認校制度*により児童生徒数の増加につながるよう、特色ある学校づくりを推進するとともに、制度の周知を図ります。
- 学校規模等の適正化に係る方策の検証を行うとともに、施設の老朽化や児童生徒数の見通しを踏まえた分析を行い、将来を見据えた教育環境づくりを進めます。

4-2 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進

これまでの主な取り組み

- 教育課題等が複雑化・多様化している中、分かる授業づくりや学級集団づくり、及び生徒指導や保護者対応等についての研究・研修を進め、教職員の資質向上を図りました。
- 学校における働き方改革*に向けて、業務改善や教職員の意識改革に取り組み、教職員の負担軽減につなげました。
- 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めました。
- 国が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年（2020年）9月）を受け、学校における働き方改革*の視点も踏まえ、「八尾市における部活動等のあり方に関する方針」を策定しました。

施策を取り巻く状況

- 令和4年（2022年）12月の生徒指導提要の改訂により、すべての児童生徒の主体的な成長を支える指導を推進するとともに、深刻な事案に対しては、専門人材からなるチーム支援体制を充実させ、チームを派遣することにより迅速に課題解決を図ることが必要とされています。

課 題

- 児童生徒が抱える課題が多岐に渡るようになってきているため、生活指導や保護者対応等に時間がかかることも多く、教職員の業務量が過大となっています。
- ICTを活用した学習指導環境が一定整った中、個別最適な学びや協働的な学びを実現していく必要があります。
- 教職員が部活動顧問を務めることを前提としたこれまでの部活動指導体制を継続することは、学校における働き方改革*が求められる中で、より一層厳しくなっています。

今後の方向性

適切な進路指導の実施

- 複雑化する進路情報についての的確な情報を収集・提供し、個々の生徒の自己実現に向けて、適切な進路指導を実施します。

一人ひとりのニーズに沿った教育の推進

- 子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人ひとりの可能性を最大限伸ばしていく教育を推進します。

学校における働き方改革*の推進

- 教職員一人ひとりの意識改革や小学校高学年での一部教科担任制の導入などの取り組みにより、学校における働き方改革*を推進し、教職員の負担を軽減します。

ICT活用指導力の向上

- 教職員がICTを効果的に活用した授業等に積極的に取り組めるよう、教職員のICT活用指導力の向上に努めます。

部活動改革の推進

- 学校部活動での「拠点校方式」の導入や、地域団体や民間事業者等が指導・運営を担う「地域移行」の推進により、教職員の負担軽減も踏まえた部活動改革を進めます。

4-3 児童生徒の安全確保

これまでの主な取り組み

- 各学校でさまざまなケースを想定した避難訓練の実施等、交通安全教育、防災教育を実施するとともに、学校及び地域と連携した登下校の見守りや通学路の危険箇所に対する対策の検討、看板等の設置・補修等を進めました。
- 市内小学校及び義務教育学校3年生を対象に「CAP子どもワークショップ」を実施し、児童が自らを「価値ある存在」であると認識するとともに、暴力から逃れる方法等、児童自らが自分の身を守る力を育成しました。

施策を取り巻く状況

- 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、学校内外において授業中はもとより、登下校時・放課後・長期休業中の登校日等においても、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めることが求められています。
- 今後発生が予想される自然災害等に備え、児童生徒の命を守るため、地域と連携した取り組みが必要とされています。
- 室内環境について、感染症対策として換気の実施等が奨励されるなか、学校環境衛生基準と両立させることが必要とされています。

課題

- 通学路の安全のための整備を進めるためには、関係機関、特に庁内関係課との継続的な連携、協力が不可欠です。
- スクールガード・リーダー*による登下校の見守り等も実施していますが、通行する車両や歩行者、児童生徒の交通安全意識の向上が必要です。
- 効果的な安全教育及び防災教育の推進を図るとともに、地域と連携した防災避難訓練の実施拡大に努めることが必要です。
- 環境衛生検査にあたっては、専門技術を有する機関による現地実施が必要です。

今後の方向性

通学の安全性確保

- 通学路交通安全プログラム等に基づき、関係機関、庁内関係課との連携、協力を深めながら継続的な通学路整備を行います。
- スクールガード・リーダー*による安全指導や啓発等の取り組みを進めるとともに、各学校で児童生徒へ交通安全意識をより高めるための取り組みを行います。

学校の安全性確保

- 児童生徒が災害発生時や不審者侵入時に自分や他人の安全を確保できるように、必要な能力を育みます。
- 地域と協働した防災訓練を先進的に行っている学校の取り組みを広く発信する等、各学校での取り組みの成果について普及を図ります。
- 関係法規や学校環境衛生基準の改定等に留意するとともに、感染症対策と両立させながら、規定に基づく検査等を計画的・継続的に実施します。

4-4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

これまでの主な取り組み

- 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校評議員制度により、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、関係課による連絡会議等を開催し、情報共有や意見交換、今後のあり方や仕組みづくりなどについて検討を行いました。
- 保護者相互及び学校・保護者・地域住民のつながりを強め、家庭の教育力を高めることをめざし、家庭の教育力UPサポート事業を実施するとともに、講演会や研修会を通して、家庭教育に関する啓発に努めました。
- 地域の多様な人材により構成された各小学校区放課後子ども教室運営委員会が主体となり、放課後や週末の安全安心な居場所づくりに努めました。また、青少年指導員による見守り活動など、地域全体で青少年を守る取り組みを継続して実施しました。

施策を取り巻く状況

- 少子化や核家族化、インターネットの普及など、家庭環境の変化を踏まえ、放課後や休日に子どもが安心して活動できる場の確保や、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、さまざまな居場所や活動の機会の提供が求められています。
- 「こども総合支援センターほっぷ」の設置や、関係機関による一体的な重層的支援体制の整備など、相談支援体制の充実が図られている中、家庭教育の支援については今後、福祉部局等との連携を図ることも重要であると考えられます。

課 題

- 子どもの育ちを見守る取り組みについては、地域での活動等において、さまざまに取り組まれています。学校と関係する団体等により取り組み状況が異なるため、各地域での実情も踏まえて進める必要があります。
- 子育てに悩みや不安を感じている保護者や身近に相談できる人がいない保護者の増加などを踏まえ、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守りつつ、家庭教育の支援が必要です。
- すべての子ども・若者が多様な体験・活動を行うことができる機会を引き続き創出するとともに、学校・家庭以外にも安心して過ごせる居場所を地域の場に確保していく必要があります。
- 行政と地域、家庭が協力して青少年の健全育成を進めていくため、イベントや啓発活動により多くの市民に参加してもらえるよう工夫しつつ、継続した取り組みが必要です。

今後の方向性

地域とともにある学校づくり

- 学校評議員制度による連携を図りつつ、各地域の状況を踏まえながら、本市の実情に合った学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

家庭教育の支援

- 学校・家庭・地域のつながりを一層深め、地域社会全体ですべての子どもの育ちを見守りつつ、関係機関等との連携により、非認知能力*の育成をはじめとする家庭教育の支援に取り組みます。

多様な主体が協力した青少年健全育成

- 行政と地域、さまざまな民間団体とも協力し、すべての子ども・若者が多様な体験・活動を行うことができる機会を創出し、安全・安心な居場所を確保できる環境づくりや青少年の健全育成に向けた啓発活動を継続します。